

平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）
業務仕様書

1 事業名

平成 28 年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務（現地徴収）

2 事業期間

契約日から平成 28 年 10 月 31 日（月）まで

3 事業の目的

富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、富士山の環境保全、登山者の安全対策等を目的に、富士山保全協力金制度に係る徴収業務を委託する。

4 委託業務の概要

(1) 事前準備

ア 現地徴収員の募集

登山口において、富士山保全協力金への協力の呼びかけ等を実施し得る者を選定すること。

イ 現地徴収員への研修

現地徴収員に対する富士山保全協力金制度、安全登山、顕著な普遍的価値、待遇等に関する研修を実施すること（実施方法については、県と相談すること）。

(2) 富士山保全協力金等の徴収・管理

ア 期間：平成 28 年 7 月 10 日（日）から平成 28 年 9 月 10 日（土）まで

イ 場所：富士宮口五合目・御殿場口新五合目・須走口五合目

ウ 時間：全日の午前 4 時から午後 4 時まで

エ 対象：富士山五合目から山頂を目指す登山者（登山者以外の任意の寄附者を含む）

オ 金額：基本 1,000 円（任意）

カ 体制

(ア) 緊急連絡体制を整備すること。3 登山口の現地徴収員を統括する監督員を少なくとも 1 名は配置すること。

(イ) 現地徴収員及び監督員は、労働基準法に基づき適宜休憩をとること。食事については、適宜休憩時間中にとること。

キ 業務内容

(ア) 富士山保全協力金への協力の呼びかけを行うこと。

(イ) 富士山保全協力金等の納付者に対し、領収書及びグッズ等を渡し、シールを見える位置（帽子等）に貼るよう呼びかけること。

(ウ) 富士山保全協力金等をコンビニエンスストアで事前に支払った者のうち、現地徴収場所でのグッズ受け取り希望者に対し、事前支払いされていることを確認後、グッズ等を渡し、シールを見える位置（帽子等）に貼るよう呼びかけること。

(エ) 税額控除のための証明書の発行希望者に、県指定の寄附申出書を記入させること。確認後、寄附申出書を県へ送付すること。

(オ) 領収書の控えと徴収額を突合の上、日計表に記載し、領収書及び富士山保全協力金等を適正に管理すること。

(カ) 毎日、県指定様式により日報（領収書の発行枚数、徴収額等）を県へ提出すること。

(キ) 月ごとに実績を取りまとめ、県の指定様式により報告書（領収書の発行枚数、徴収額等）を翌月 10 日まで（9 月分については 9 月 20 日まで）に県へ提出すること。

(ク) 委託者から納付書を受け取った場合には、速やかに納付すること。

(3) その他

ア 周知・広報活動への協力

富士山保全協力金制度に係る周知・広報活動について、協力すること。

イ マイカー規制に係る申請書類の提出

マイカー規制期間中の登山口への移動車両については、市町から許可を得る必要があるため、契約後速やかに使用する車両の登録番号を以下の市町へ報告し、許可を得ること。

登山口名	市町名
富士宮口五合目	富士宮市
須走口五合目	小山町

ウ その他

(ア) 領収書及びグッズ等は、委託者が製作する。

(イ) 現地徴収場所の整備（徴収小屋）は、委託者が行う。机、イスの準備については、受託者が行うこと。

(ウ) 協力者への配付物（缶バッジ、ガイドブック等）の在庫は、受託者が適切に管理すること。

(エ) 荒天時は、現地徴収を中止する（中止の判断は、県と相談すること）。

(オ) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(カ) 実施に当たっては、県と十分に打合せを行うこと。